

12食流第1775号
平成12年6月10日

一部改正12総合第1115号
平成13年3月19日

一部改正18消安第14932号
平成19年4月1日

地方農政局長
都道府県知事
農林水産消費技術センター所長
関係団体の長

殿

農林水産省食品流通局長

遺伝子組換えに関する品質表示基準の施行について

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年3月31日農林水産省告示第517号。以下「基準」という。）が平成12年6月10日付けで施行され、平成13年4月1日以後に製造、加工又は輸入される加工食品及び同日以後に販売される生鮮食品に適用されることとなった。ついては、下記の点に御留意の上、遺伝子組換えに関する表示の適正かつ円滑な運用について、特段の御配慮をお願いする。

記

第1 分別生産流通管理について

基準第2条において分別生産流通管理とは、「遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。」と規定されている。その具体的な管理及び証明の方法は、産地、作目、加工食品の種類等により異なるが、輸入量が多く、かつ、流通段階の複雑なバルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種の非遺伝子組換えトウモロコシについては、別紙の「バルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種の非遺伝子組換えトウモロコシの分別生産流通管理の指針」（以下「指針」という。）に即した管理及び確認が適切に実施されていれば、基準で規定する非遺伝子組換え農産物の分別生産流通管理が行われたこととなる。

指針の具体的な運用については、「アメリカ及びカナダ産のバルク輸送非遺伝子組換

え原料（大豆、とうもろこし）確保のための流通マニュアル」（（財）食品産業センター、平成12年1月）に示されており、これを参照されたい。

また、バルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種の非遺伝子組換えトウモロコシ以外のものの分別生産流通管理については、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性がある段階においては、指針に即した管理及び確認が必要である。

なお、この指針とは異なる分別生産流通管理の方法を用いることもできるが、その場合には、この指針と同等又は同等以上の信頼性及び追跡可能性のある方法を用いることが必要である。

第2 意図せざる混入について

分別生産流通管理が適切に行われたことを確認した場合であっても、意図せざる遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物の一定の混入の可能性は否定できず、基準第3条第3項でいう「一定の混入」とは、非遺伝子組換え大豆の場合で遺伝子組換え大豆の混入率が5%以下であること又は非遺伝子組換えトウモロコシの場合で遺伝子組換えトウモロコシの混入率が5%以下であることとする。

なお、分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物として取り扱うためには、分別生産流通管理が適切に行われ、そのことが確認されていること及び混入が意図的に行われたものではないことが必要であり、分別生産流通管理を確認していない場合や、意図的に遺伝子組換え農産物を混入した場合には5%以下の混入率であっても、分別生産流通管理を行ったこととはならない。

第3 基準の遵守状況の監視について

- (1) 基準第3条第1項の製造業者等は、基準に基づいて遺伝子組換えに関する表示を適正に行うとともに、国、都道府県又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）から要請があった場合には、その遺伝子組換えに関する表示を行った対象農産物又はこれを原材料とする加工食品について分別生産流通管理を適正に実施したことを証明する書類を提出する等適切な協力を行う。
- (2) センターは、(1)により提出を受けた書類の記載内容を確認すること、当該書類に係る食品に組み換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が残存しているかどうかを分析すること等により、遺伝子組換えに関する表示が適正に行われているかどうかを監視する。
- (3) 都道府県は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和26年政令第291号）第30条第1項の規定により、主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が当該都道府県の区域内のみにある製造業者等に対する農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく指示等の権限が当該都道府県知事の自治事務とされていることを十分御認識の上、遺伝子組換えに関する表示について疑義がある場合には、指示等の権限を行使する等適切な対応を行う。

バルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種
の非遺伝子組換えトウモロコシの分別生産流通管理の指針

1. 農家の生産段階及びカントリーエレベーターの流通段階

(1) チェックポイント及び管理方法

① 種子の播種

種子証明書または種子名（番号）によるチェック。

② 収穫

非遺伝子組換えのみを他のものと混じらないよう収穫。

③ 農器具・機器

播種機、収穫機等の農機具・機器は非遺伝子組換え専用化、併用の場合クリーニング。

④ 出荷又は集荷輸送のための車両等

車両等については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、専用利用されない車両等はあらかじめクリーニング。

⑤ 保管施設及び搬出入施設

サイロ等の保管施設及び搬出入施設については非遺伝子組換え専用利用。時期をずらして使用する等専用利用されない保管施設及び搬出入施設についてはあらかじめクリーニング。

(2) 管理主体

農家または農家を管理すべき立場にあるカントリーエレベーター等の集荷業者

(3) 記録

種子名（番号）、出荷数量、出荷年月日、集荷（搬入農産物の種子名 [番号]、購入農家、数量、年月日）、保管（品名、専用の場合を除きビン番号、数量、年月日）、入出庫（品名、専用の場合を除きビン番号、数量、年月日）、非遺伝子組換え専用利用されない場合クリーニング実施確認

(4) 確認主体

集荷業者は、管理主体が上記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する。

2. リバーエレベーターの流通段階

(1) チェックポイント及び管理方法

① 集荷輸送のためのトラック、貨車及びはしけ（バージ）

トラックについては非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、専用利用されないトラック及び貨車、はしけはあらかじめクリーニング。

② 保管施設及び搬出入施設

保管施設及び搬出入施設については非遺伝子組換え専用利用。専用利用されな

い保管施設及び搬出入施設についてはあらかじめクリーニング。

(2) 管理主体

リバーエレベーター

(3) 記録

集荷（搬入農産物の種子名[番号]、購入農家、数量、年月日）、保管（品名、専用の場合を除きビン番号）、入出庫（品名、専用の場合を除きビン番号、数量、年月日）、クリーニング実施確認

(4) 確認主体

集荷業者または輸入業者等は、管理主体が上記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する。

3. エクスポートエレベーター及び日本までの輸送段階

(1) チェックポイント及び管理方法

① 保管施設及び本船への積み込み施設

非遺伝子組換え専用利用されない保管施設及び搬出入施設についてはあらかじめクリーニング。

② 船艙への積み込み

一つの船艙内に異なる品種（商品）を区分して搬入する場合には充分注意し、他との混入がないようにする。

③ 本船から内航船、はしけへの積み替え

非遺伝子組換え専用利用されないはしけ及び搬出入施設についてはあらかじめクリーニング。

(2) 管理主体

エクスポートエレベーター及び港湾サイロの管理者もしくは管理受託者

(3) 記録

入荷、入出庫、輸出入（品名、数量、本船名、ハッチ番号、年月日、搬出入港）、クリーニング実施確認

(4) 確認主体

輸入業者は、管理主体が上記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する。

4. 港湾サイロの日本国内流通段階

(1) チェックポイント及び管理方法

① サイロビン、バケットエレベーター、計量器、コンベア等サイロへの搬出入

非遺伝子組換え専用利用されない港湾サイロ及び機器についてはあらかじめクリーニング。

② 選別作業（バケットエレベーター、原料タンク、製品タンク、石抜き機、真比重選別機等）

非遺伝子組換え専用利用されない選別機器についてはあらかじめクリーニング。

(2) 管理主体

倉庫業者及び選別業者等

(3) 記録

入荷、入出庫、クリーニング実施確認

(4) 確認主体

荷主（卸売業者、製造業者及び輸入業者等）は、管理主体が上記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する。

5. 卸売業者（主として大豆）の流通段階

(1) チェックポイント及び管理方法

① サイロへの搬出入

② バルク輸送の場合の輸送

③ 選別作業（バケットエレベーター、グラビティ・セパレーター、粗選別機、石抜き機、真比重選別機、選別機器、袋詰め等）

非遺伝子組換え専用利用されない保管施設、輸送車、選別作業、機器等についてはあらかじめクリーニング。

(2) 管理主体

卸売業者

(3) 記録

原料購入、原料保管、保管箇所ごとの入出庫、製品販売、袋詰め作業（品名、数量、荷姿、年月日）、クリーニング実施確認

(4) 確認主体

卸売業者は、上記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する。

6. 加工業者（グリッツ・スターチ工場）の流通段階

(1) チェックポイント及び管理方法

① 原料搬入

搬入機器を使用する前に空運転して残留物がないことを確認すること。

② 選別施設

選別機器を使用する前に空運転して残留物がないことを確認すること。

③ グリッツ・スターチの製造ライン

従前の使用原料が不分別原料であった場合、製造施設に残留物がないことを確認するとともに微粉状あるいは液状の残留が懸念されるときは当該施設のクリーニングを行うこと。

④ グリッツ・スターチの保管・出荷

製品倉庫では不分別原料と保管場所を別にすること。

(2) 管理主体

グリッツ・スターチ製造業者

(3) 記録

原料購入、原料受払、製造、保管場所、製品入出庫、受渡、クリーニング実施確認

(4) 確認主体

グリッツ・スターチ製造業者は、上記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する。

7. 食品製造業者の製造段階

(1) チェックポイント及び管理方法

①原料搬入

証明書による非遺伝子組換え農産物の確認。

②原料分別保管

不分別原料との明確な区分保管。

③製造ライン

非遺伝子組換え専用利用されない製造ラインについてはあらかじめクリーニング。

(2) 管理主体

食品製造業者

(3) 記録

原材料購入（購入先、数量、製造、） 保管、出荷、クリーニング実施確認

(4) 確認主体

食品製造業者は、上記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する。

8. 証明書の発行及び保存

流通の各段階において確認が行われた旨の証明書を取引の相手方に発行し、かつ、当該証明書を受け取った者は、これを2年以上保存する。